## 第1号議案

## リプレース対象廃止計画のリプレース該当可否判断について (案)

発電事業者から提出された以下の供給計画において、別紙のとおり、設備容量 10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画が提出されたため、業務規程第90条 に基づき確認を行った結果、リプレースに該当しないと判断する。

## 1. リプレース対象廃止計画

#### 案件1

供給計画を提出した発電事業者: 東北電力株式会社

供給計画届出日:2019年2月28日 廃止する発電設備:秋田発電所3号機

廃止する発電設備の最大受電電力:34万キロワット

廃止時期:2019年9月

#### 案件2

供給計画を提出した発電事業者:関西電力株式会社

供給計画届出日:2019年2月28日

廃止する発電設備:海南発電所1、2、3、4号機

廃止する発電設備の最大受電電力:201万7千キロワット

廃止時期:2019年4月

#### 案件3

供給計画を提出した発電事業者:四国電力株式会社

供給計画届出日:2019年3月1日

廃止する発電設備:阿南発電所1、2号機

廃止する発電設備の最大受電電力:32万7千キロワット

廃止時期:2019年3月

#### 案件4

供給計画を提出した発電事業者: 九州電力株式会社

供給計画届出日:2019年4月9日

廃止する発電設備:玄海原子力発電所2号機

廃止する発電設備の最大受電電力:52万9千キロワット

廃止時期:2019年4月

#### 案件5

供給計画を提出した発電事業者: 東日本旅客鉄道株式会社

供給計画届出日:2019年5月13日

廃止する発電設備:川崎発電所1号機(設備容量:14万4千キロワット)

廃止する発電設備の最大受電電力:5万3千キロワット

廃止時期:未定

# 電力広域的運営推進機関

## 2. リプレース該当性判断結果

案件1~5はリプレースに該当しない

### 3. 判断の根拠

## 案件 $1 \sim 4$

現時点において、当該事業者に業務規程第90条第1項第2号及び第3号に該 当する建替え計画がないことを確認したため。

#### 案件5

業務規程第90条第1項第1号に該当しないため。

以上

#### 【添付資料】

別紙:供給計画の抜粋(発電設備等の廃止計画記載部分)

(東北電力株式会社、関西電力株式会社、四国電力株式会社

九州電力株式会社、東日本旅客鉄道株式会社)

## 電力広域的運営推進機関

### 【参考】業務規程第90条

(リプレースを行う発電設備等の廃止計画の公表)

- 第90条 本機関は、発電事業者たる会員から提出された供給計画に設備容量が10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画(以下「リプレース対象廃止計画」という。)が記載されている場合には、次の各号のいずれにも該当する(以下「リプレース」という。)か否かの判断(以下「リプレース該当性判断」という。)を行う。
  - 一 リプレース対象廃止計画の対象となる発電設備等(以下「リプレース発電 設備等」という。)の最大受電電力が10万キロワット以上であること
  - 二 リプレース対象廃止計画の提出者である発電事業者たる会員又は当該会員と送配電等業務指針に定める一定の資本関係又は契約関係を有する者(以下「リプレース対象事業者」という。)が発電設備等の建替えを行う場合(以下、建替えに係る開発計画の対象となる新規の発電設備等(特別高圧の系統に連系するものに限る。)を「新設発電設備等」という。)。但し、新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量(リプレース発電設備等が連系している条件での当該リプレース発電設備等に係る送電設備(当該リプレース発電設備等に係る電源線を除く。)における連系可能量をいう。)の範囲内である場合を除く。
  - 三 次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合。
    - ア 新設発電設備等が、リプレース発電設備等が設置された構内と構外の 境界を起点とし一番目の変電所又は開閉所(専らリプレース発電設備等 への事故波及の防止を目的として設置されたもの及びリプレース発電設 備等が設置された構内における変電設備により電圧を下降させた後に当 該構内の外に送電又は配電を行う場合における当該送電又は配電に係る ものを除く。)において、リプレース発電設備等の電源線がつながる母線 と同一系統又は下位系統に連系するとき。但し、母線分割等によって上位 系統が異なる場合を除く。
    - イ 新設発電設備等が、リプレース発電設備等とループ状に設置された基 幹的な送電設備とを連系する電源線に直接連系するとき又は当該電源線 から分岐する送電又は配電に係る設備を介して当該電源線に連系するとき。
- 2 本機関は、リプレース対象廃止計画が提出された場合には、リプレース対象 事業者及び関係する電気供給事業者に対し、リプレース該当性判断のために 必要な事項について確認を行う。
- 3 本機関は、第1項のリプレース該当性判断を行う上で、次の各号に掲げる事項を考慮する。
  - 一 リプレース対象事業者から提出される供給計画
  - 二 前項の確認結果の内容
  - 三 本機関若しくは一般送配電事業者たる会員が受け付けた接続検討又は契約申込みの内容
  - 四 その他リプレース該当性の判断に必要な事項
- 4 本機関は、リプレース該当性判断において、リプレース対象廃止計画がリプレースに該当すると判断したときは、当該リプレース対象廃止計画を公表する。

## 電力広域的運営推進機関